

また、日本電産創業者の永守重信氏が語る「一人の百歩より百人の一步」という言葉は、一人の英雄的な努力よりも、多くの人々の小さな努力の積み重ねこそが組織や社会を変革し、大きな成果を生むという真理を突いています。

長井市も人口減少や少子高齢化という厳しい現実を正面から受け止めながら、一定の都市機能を維持し、様々な社会課題に直面しても、行政施策を基本としつつ、それに頼り切るのではなく、誰かがやってくれるという姿勢から脱却し、市民一人一人が自分に何ができるだろうかとまずは考え、お互いさまの気持ちで当たり前手を差し伸べ合える、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域力のある成熟したまちでありたいと強く願っています。

未来を切り開く挑戦と現在の暮らしを支える支え合いのこの二つは車の両輪です。起業家マインドは山積する社会課題を解決し、新たな産業を生み出す原動力となります。一方で、コミセンを核とした安心のネットワークは、人々が新しい挑戦に踏み出す際のリスクを社会全体で吸収し、たとえ失敗しても再挑戦できるセーフティネットとして機能します。短期的に効果が現れる施策を着実に進めると同時に、未来への投資である人材育成や地域コミュニティの強靱化といった息の長い取組を継続していくことこそが、人口減少時代においても、持続可能で誰もが自分らしく輝ける長井市を創造する道であると確信しています。

施政方針の最後に思いの一端を紹介させていただきました。

市議会議員の皆様、そして市民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。令和8年度の施政方針とさせていただきます。なお、令和8年度の事務事業につきましては、お届けしています予算書等をご覧いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。ご清聴、誠にありがとうございました。

○内谷邦彦議長 施政方針に関する説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時いたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○内谷邦彦議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

#### 日程第4 報告第1号 寄附採納の報告について

○内谷邦彦議長 日程第4、報告第1号 寄附採納の報告についての1件を議題といたします。

報告を受けることにします。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 報告第1号 寄附採納の報告についてご説明申し上げます。

令和7年1月から令和7年12月までにご寄附いただいた物件、金員等の内容につきましては、お手元の報告のとおりでございます。

このうち一般寄附につきましては80件、心のまちづくり基金につきましては5件、15万6,174円、地域福祉基金につきましては4件、23万1,473円、文教の杜運営基金につきましては、ご寄附はございませんでした。

ふるさと応援基金につきましては、4万5,851件、9億5,527万8,100円のご寄附がございました。

ご寄附いただきました皆様に対して厚く御礼を申し上げます。

なお、頂きました物件、金員等につきまして

は、寄附の目的に沿って活用させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○内谷邦彦議長 報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、これで報告を終わります。

**日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度長井市一般会計補正予算第10号)**

**日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度長井市一般会計補正予算第11号)**

○内谷邦彦議長 次に、日程第5、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度長井市一般会計補正予算第10号)及び日程第6、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度長井市一般会計補正予算第11号)の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 報告第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度長井市一般会計補正予算第10号について、専決処分させていただいたものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に1億2,116万2,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ203億1,973万1,000円といたしましたものでございます。

このたびの補正は、2月8日に執行された衆議院議員総選挙に伴い予算措置を要したことから、県支出金を財源として2,116万2,000円を、衆議院議員総選挙費に計上し、また、1月中旬以降の連続的な降雪に伴う除雪経費が当初予算を上回ることが確実になったことから、市税及び財政調整基金を財源として1億円を道路除雪事業に追加いたしましたものでございます。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度長井市一般会計補正予算第11号について、専決処分させていただいたものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に5,000万円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ203億6,973万1,000円といたしますものでございます。

このたびの補正は、財政調整基金繰入金を財源として、道路除雪事業に5,000万円を追加いたしましたものでございます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○内谷邦彦議長 提案者の説明が終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第5、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度長井市一般会計補正予算第10号)の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、報告第2号について、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

報告第2号は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○内谷邦彦議長 起立全員であります。

よって、報告第2号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度長井市一般会計補正予算第11号）の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、報告第3号について、討論を行います。ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

報告第3号は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○内谷邦彦議長 起立全員であります。

よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

## 委員会付託の省略について

○内谷邦彦議長 お諮りいたします。

これから上程いたします日程第7、議案第11号の議案1件につきましては、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

## 日程第7 議案第11号 仮称今泉

## 産業団地防災調整池等整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

○内谷邦彦議長 それでは、日程第7、議案第11号 仮称今泉産業団地防災調整池等整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 議案第11号 仮称今泉産業団地防災調整池等整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年9月29日に議決をいただきました仮称今泉産業団地防災調整池等整備工事請負契約につきまして、契約の一部を変更する契約を締結するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、ご提案申し上げます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○内谷邦彦議長 提案者の説明が終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

なお、申合せにより、委員会付託を省略して全員による審議の場合、当日提案議案の質疑につきましては、一問一答の方式により行うこととされております。質疑の時間は1人当たり、答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

日程第7、議案第11号 仮称今泉産業団地防災調整池等整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての1件について、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第11号について、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○内谷邦彦議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり決定いたしました。

## 日程第8 議案第10号 財産の無償貸付について外28件

○内谷邦彦議長 次に、日程第8、議案第10号 財産の無償貸付についてから日程第36、議案第9号 令和8年度長井市下水道事業会計予算までの29件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 提案説明を申し上げます。

議案第10号 財産の無償貸付についてご説明申し上げます。

本案は、山形鉄道株式会社に対して、令和8年3月31日まで無償貸付けをしている鉄道用地について、令和8年度以降も上下分離方式によるフラワー長井線運営を継続するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、鉄道用地を無償貸付けをすることについて、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第12号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市パークゴルフ場の管理運営について、のがわクラブを指定管理者に指定いたすため、ご提案申し上げます。

次に、議案第13号 市道路線の認定について及び議案第14号 市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

これら2つの議案は、県営農地整備事業に伴う1路線について、それぞれ市道路線の認定及び廃止をいたすためご提案申し上げます。

議案第15号 長井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第16号 長井市文化財保護条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、文化財保護法の規定に準じ、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第17号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、組織機構の見直しに伴い、地域ブランドの向上を目的としたブランド戦略課を新設するとともに、新産業団地整備課を商工振興課の室に移行して企業立地推進を図るため、ご提案申し上げます。

次に、議案第18号 長井市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続法の改正の趣旨を踏まえ、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第19号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、近年の社会情勢を鑑み、専門性の高い非常勤特別職の報酬単価を改正いたすため、

ご提案申し上げるものでございます。

議案第20号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、税率等の改正をいたすとともに、地方税法の一部改正により、子ども・子育て支援給付金課税額に係る規定を新設いたすため、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第21号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第22号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、市霊園の墓所使用に係る管理料の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

次に、議案第23号 長井市農道及び林道管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 長井市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第25号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも市道における道路占用料の見直しに準拠し、所要の改正をいたすためご提案申し上げます。

続きまして、議案第26号 令和7年度長井市一般会計補正予算第12号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に3億2,271万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ206億9,244万2,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、歳出において、国の補正予算を活用した補助事業受入れのための事業費

を措置いたすとともに、事業の確定による不用額等を計上いたすものでございます。

歳入におきましては、普通交付税の再算定により地方交付税を増額いたすとともに、事業費の確定、変更に伴い、国県支出金、市債等の財源を更正、調整いたしております。

第2条の繰越明許費の補正、第3条の地方債の補正につきましては、それぞれ第2表、第3表のとおり、追加、変更いたすものでございます。

続きまして、議案第27号 令和7年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に1,858万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,334万3,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳出について、保険基盤安定繰入金等の額の確定に伴い、国民健康保険事業費納付金の財源内訳を変更するとともに、令和6年度の国庫支出金等の返還に伴う償還金を追加し、その財源として一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額いたすものでございます。

次に、議案第28号 令和7年度長井市介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に1億3,576万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,203万7,000円といたすものでございます。

補正の主な内容でございますが、保険給付費の介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費及び介護給付費準備基金積立金を増額いたすものでございます。

これらの財源といたしまして、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を増額い

たすものでございます。

続きまして、議案第29号 令和7年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から281万3,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,875万8,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合給付金を減額いたすものでございます。

続きまして、議案第30号 令和7年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の繰越明許費の補正につきまして、第1表のとおり、宅地造成費を追加いたすものでございます。

続きまして、議案第1号 令和8年度長井市一般会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ191億5,300万円と定めるものでございます。

まず、第1表の歳入でございますが、主なものといたしまして、1款市税につきまして、個人所得の伸びを見込み、33億2,960万7,000円といたしました。

7款地方消費税交付金は7億7,050万円、10款地方交付税は59億4,100万円と推計いたしました。

14款国庫支出金は27億5,188万2,000円、15款県支出金は11億9,283万円を計上しております。

17款寄附金は、主にふるさと応援寄附金を見込んで15億50万1,000円とし、18款繰入金は、ふるさと応援基金繰入金や減債基金繰入金、財政調整基金繰入金などで17億7,296万8,000円を計上しております。

建設事業等に充てる21款市債は、6億1,660万円でございます。

次に、歳出でございます。

1款議会費には1億6,893万円を計上し、2款総務費には、国内外都市交流推進事業などで51億4,399万8,000円を計上、3款民生費には、社会福祉や児童福祉、子育て支援医療給付事業などで52億5,166万1,000円を計上、4款衛生費には、各種予防接種やカーボンニュートラル推進事業などで、16億8,259万9,000円を計上いたしました。

5款労働費は、3,576万2,000円を計上し、6款農林水産業費には、有害鳥獣駆除事業や園芸施設ハウス整備事業などで8億3,094万9,000円を計上、7款商工費には、地域連携DMOを核とした旅行コンテンツ造成事業などで5億9,607万9,000円を計上、8款土木費には、都市構造再編集中支援事業などで12億5,226万6,000円を計上いたしました。

9款消防費は6億8,966万円を計上し、10款教育費には、学校教育の充実や生涯学習プラザ施設長寿命化事業などで14億5,392万2,000円を計上、11款災害復旧費には7,355万7,000円を計上、12款公債費には19億4,361万7,000円を計上いたしました。

また、第2条から第5条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第2号 令和8年度長井市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,421万5,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税に4億1,106万1,000円、県支出金に16億9,121万2,000円、一般会計等の繰入金に1億2,464万2,000円を見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費に16億7,011万4,000円、国民健康保険事業費

納付金に4億9,445万1,000円、保健事業費に4,776万8,000円を計上いたすものでございます。

第2条につきましては、条文のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第3号 令和8年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億34万2,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金7,916万4,000円、財産収入15万円、繰入金1億2,102万8,000円を見込み計上いたすものでございます。

歳出につきましては、山形鉄道助成費に9,219万2,000円、基金積立金に1億815万円を計上いたすものでございます。

続きまして、議案第4号 令和8年度長井市訪問看護事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,410万7,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、療養費交付金2,226万7,000円、利用料268万2,000円、一般会計繰入金905万5,000円などを見込み計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、職員人件費などの事業費に3,410万7,000円を計上いたすものでございます。

続きまして、議案第5号 令和8年度長井市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,404万9,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、介護保険料6億6,592万円、国庫支出金7億3,339万

2,000円、支払基金交付金8億5,952万5,000円、県支出金4億7,103万9,000円のほか、一般会計及び基金からの繰入金などを見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費4,857万9,000円、保険給付費30億8,544万4,000円、地域支援事業費1億1,950万5,000円などを計上いたすものでございます。

第2条につきましては、条文のとおり定めるものでございます。

次に、議案第6号 令和8年度長井市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,413万9,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料3億9,764万1,000円、一般会計繰入金1億4,463万9,000円を見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合給付金5億2,852万3,000円を計上いたすものでございます。

続きまして、議案第7号 令和8年度長井市宅地開発事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,169万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、宅地開発基金繰入金68万4,000円、宅地売払い収入5,100万円を見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、宅地開発総務管理費4,697万9,000円、宅地造成費347万3,000円を計上いたすものでございます。

次に、議案第8号 令和8年度長井市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につき

ましては、事業総収益として6億8,963万1,000円、事業総費用として前年度対比4.9%増の6億7,668万5,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入として企業債2億8,170万円、一般会計負担金180万4,000円、国庫補助金2,800万円、資本的支出として、建設改良費3億5,950万3,000円及び企業債償還金2億3,728万3,000円と定めるものでございます。

差引き不足する財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、利益剰余金をもって補填いたすものでございます。

第5条から第9条までにつきましては、それぞれの条文のとおり定めるものでございます。

最後に、議案第9号になります。令和8年度長井市下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、主な事業収益として、第1款公共下水道事業収益では、下水道使用料2億8,860万4,000円、一般会計負担金1,877万1,000円を計上し、収益的収入は第1款から第4款まで合わせて総額9億6,299万3,000円、収益的支出は維持管理費等を計上し、第1款から第4款まで合わせて総額9億5,416万3,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、主な資本的収入として、第1款公共下水道事業では、国庫補助金1,428万7,000円、一般会計補助金6,923万4,000円を計上し、資本的収入は、第1款から第4款まで合わせて総額2億7,323万円、資本的支出は、建設改良費等を計上し、第1款から第4款まで合わせて総額6億4,845万円と定めるものでございます。

差引き不足する財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び

当年度分損益勘定留保資金をもって補填いたすものでございます。

第5条から第10条までにつきましては、それぞれの条文のとおり定めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○内谷邦彦議長 提案者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、日程第8、議案第10号から日程第22、議案第25号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案15件につきましては、所管する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第8、議案第10号 財産の無償貸付についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第9、議案第12号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第10、議案第13号 市道路線の認定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第11、議案第14号 市道路線の廃止についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第12、議案第15号 長井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第13、議案第16号 長井市文化財保護条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第17号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議案第18号 長井市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第19号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第17、議案第20号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議案第21号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第19、議案第22号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第20、議案第23号 長井市農道及び林道管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第21、議案第24号 長井市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第22、議案第25号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第23、議案第26号から日程第36、議案第9号までの質疑を行います。

なお、これからの予算議案14件につきましては、予算特別委員会を設置しご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第23、議案第26号 令和7年度長井市一般会計補正予算第12号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第24、議案第27号 令和7年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号から日程第27、議案第30号 令和7年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第1号までの4件について、一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第28、議案第1号 令和8年度長井市一般会計予算の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第29、議案第2号 令和8年度長井市国民健康保険特別会計予算から日程第34、議案第7号 令和8年度長井市宅地開発事業特別会計予算までの6件について、一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第35、議案第8号 令和8年度長井市水道事業会計予算及び日程第36、議案第9号 令和8年度長井市下水道事業会計予算の2

件について、一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で、全議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第8、議案第10号 財産の無償貸付についてから日程第22、議案第25号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの一般議案15件は、別紙付託表のとおり、所管する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第23、議案第26号 令和7年度長井市一般会計補正予算第12号から日程第36、議案第9号 令和8年度長井市下水道事業会計予算までの予算議案14件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案14件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することにいたします。

散 会

○内谷邦彦議長 本日は、これをもって散会いた

します。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時44分 散会